

関係者各位

東京都産業労働局農林水産部長

東京都における農業次世代人材投資資金の交付に当たっての優先基準について

農業次世代人材投資資金の交付に当たっての優先度の国の考え方については、平成30年3月28日付け29経営第3613号経営局就農・女性課長通知により示されたところですが、下記のとおり、都における優先基準を設定したのでお知らせします。

## 記

### 1 「準備型」と「経営開始型」の優先順位

農業次世代人材投資資金は、区市町村における新規就農者の確保や積極的な担い手の育成に繋がると考えられる。このため、都では、具体的な都内の就農場所が確定している「経営開始型」を「準備型」より優先する。

### 2 「経営開始型」における優先順位

#### (1) 就農のリスク

就農する際のリスクの高さから、「農外からの新規参入者」を「親元就農者」より優先する。また、「親元就農者」の中では、「部門経営開始者」、「経営継承者」、「独立・自営就農者」の順に優先する。

#### (2) 経営の発展性

就農継続の確実性を考慮し、「過年度参入者」を「新規参入者」より優先する。

#### (3) 自ら生計を確保する必要性

生計確保の必要性から、「扶養家族」、「家族内の他産業従事者」の有無により、生活の困窮度が高い者を優先する。

#### (4) 生活費確保が必須

現時点における以下の①から④の状況を確認し、生活の困窮度が高い者を優先する。

① 本人の収入（農業収入、農外収入）

② 同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入（父母との同居または住居隣接）

③ 扶養義務者からの援助

④ 資産、預貯金 など

### 3 参考

別紙「東京都における農業次世代人材投資事業（経営開始型）の優先基準」

東京都における農業次世代人材投資事業（経営開始型）の優先基準

		順位	基準	優先する理由	
1	農外からの新規参入者	1	A 扶養家族があり、同居者に他産業従事者がいない。	<p>○就農のための投資リスクが大きい。</p> <p>○転居を伴うなど住居の確保等で資金負担が大きい。</p> <p>○耕作放棄地の新たな担い手としての期待が高い。</p> <p>○過年度参入者は、すでに就農しているため、継続就農に確実性があり、経営の発展に期待が持てる。</p>	
			B 扶養家族があり、同居者に他産業従事者がいる。		
C 扶養家族なし					
		2	平成30年度以降参入者	<p>○自ら生活費を確保する必要性を判断する観点から、A、B、Cの優先基準を設定する。</p>	
2	親元就農者※1	3	①過年度就農者	<p>【※1理由】</p> <p>○都内の農業後継者を指し、農地がすでに都内にあるなど、新規参入者より就農のリスクが低い。</p>	
			②平成30年度以降就農者		<p>【※2理由】</p> <p>○技術習得の機会が少ない。</p> <p>○設備投資の負担が大きい。</p>
		4	①過年度就農者	<p>【※3理由】</p> <p>○就農して5年以内の全部継承のため、技術習得期間が限られており、独立・自営就農者※4に比べて、技術習得が困難</p>	
			②平成30年度以降就農者		<p>【※4理由】</p> <p>○親が農業に従事し、親とは関係なく別の農地を所有又は利用し農業経営を行う者を指し、この場合は、給付対象要件に該当するが、給付対象者の中で、最も就農のリスクが少ない。</p>
		5	独立・自営就農者※4	①過年度就農者	<p>【前項目共通基準】</p> <p>○自ら生活費を確保する必要性を判断する観点から、A、B、Cの優先基準を設定する。</p>
				②平成30年度以降就農者	

◆上記の優先基準の他に、本人及び同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入、また扶養義務者からの援助の有無、本人及び同居者の資産状況等を確認し、生活困窮度の高い者を優先